

【制度のご案内】生命共済(こども型・総合保障型・入院保障型)・特約コース(医療特約・新三大疾病特約・新がん特約) **ご加入にあたっての重要な事項を説明しています。お申し込みの前に必ずご一読、ご確認ください。**

この共済は、生協法に基づき厚生労働省の認可を受けた事業で、組合員の相互扶助によって生活の安定と向上を図ることを目的としています。そのため、この趣旨に賛同いただける方が、**出資金200円を払い込み、組合員となってご利用いただくことができます。**

こども型：子供生命共済事業約款
熟年型：熟年生命共済事業約款
その他コース：生命共済事業約款、熟年生命共済事業約款、傷害共済事業約款
※【共済事業約款】とは、各共済事業規約・規則のうち、当組合が契約内容とする規定をまとめたものです。

1 お申し込みいただける方

お申し込みいただけるのは、お申し込みの日(申込書受付日、郵送の場合は消印日、以下同じ)において、**県内にお住まいまたは勤務地がある方**です。

- 0歳~満17歳(満18歳未満)の健康なお子様。
下記のとおりコースをお選びください。なお、実際にお子様を扶養されている方が一人がご契約者になつていただきます。なお、お申し込みの際は、「こども型」・月掛金1,000円 「こども2型」・月掛金2,000円
▶18歳~満64歳(満65歳未満)の健康な方。ただし「総合保障1型」および「総合保障1型+入院保障2型」は満18歳~満59歳(満60歳未満)の健康な方。
下記のとおりコースをお選びください。なお、満18歳~満59歳(満60歳未満)でご加入の方は18歳~60歳(満60歳~満64歳(満65歳未満)でご加入の方は60歳~65歳の年齢区分に応じた保障内容となります。
【総合保障1型】...月掛金1,000円
【総合保障2型】...月掛金4,000円
【総合保障4型】...月掛金4,000円
【入院保障2型】...月掛金2,000円
【総合保障1型+入院保障2型】...月掛金3,000円
【総合保障2型+入院保障2型】...月掛金4,000円

※【総合保障型】と【入院保障型】は保障内容が大きく異なります。保障表および説明事項を必ずご一読、ご確認ください。
※【こども型】は、ご加入の際は、ご希望のコースをお申し込みください。

- 医療特約
生命共済にご加入の満18歳~満64歳(満65歳未満)の健康な方。ただし、「総合保障1型」にご加入の満18歳~満59歳(満60歳未満)の健康な方。なお、生命共済と同様の年齢区分に応じた保障内容となります。4コースのうちいずれか1コースをお選びください。
【新三大疾病1.2型特約】...月掛金1,200円 【新三大疾病2.4型特約】...月掛金2,400円
【新がん1型特約】...月掛金1,000円 【新がん2型特約】...月掛金2,000円
※特約コースは生命共済と同時に申し込みいただけます。生命共済へ付した場合は、お選びいただいた特約コースの掛金をプラスされます。
※特約コースのみではお申し込みいただけません。
※【こども型】には特約コースを付加することはできません。
※すでに生命共済のご加入者で特約コースへのお申し込みをご希望の方は、お手数でも県民共済へ加入申込書を ご請求ください。

(1)お申し込みの日において、加入申込書の健康告知内容に該当する方(花粉症が該当する場合は、ご加入の当日(健康状態については告知のみで、医師等に よる検査は不要です)。ただし、内容によって一部条件付きでご加入いただける場合が ありますので、くわしくは県民共済までお問い合わせください。

申込書の「健康告知内容」欄に記載の用語の定義は次のとおりです。健康告知の際には必ずご確認ください。
●慢性疾患(先天性を含む)とは、次に掲げるものをいいます。
① 悪性腫瘍(癌、肉腫など) ②消化器疾患(胃潰瘍、慢性胃炎、炎症性腸疾患、十二指腸潰瘍、慢性肝炎(肝炎ウイルスキャリアを含む)、肝硬変、慢性肝炎、胆石症など) ③循環器疾患(狭心症、心臓梗塞、不整脈、高血圧症など) ④呼吸器疾患(気管支喘息、間質性肺炎、肺線維症、肺結核、肺炎腫など) ⑤神経-筋疾患(脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、髄膜炎、てんかん、筋炎など) ⑥腎-尿路疾患(腎炎、ネフローゼ、尿路結石など) ⑦代謝-内分泌疾患(糖尿病、痛風、甲状腺機能亢進(低)症など) ⑧精神疾患(統合失調症、アルコール症など) ⑨運動器疾患(肩関節炎、椎間ヘルニア、変形性関節症など) ⑩血液疾患(慢性貧血、白血病など) ⑪アレルギー性疾患および膠原病(リウマチ、ペーネト病など) ⑫耳鼻咽喉科および眼疾患(中耳炎、メニエール病、白内障、緑内障など) ⑬女性性器器疾患(子宮筋腫、卵巣腫瘍など)
※⑮とは、3か月以上の治療または経過観察を必要とする病気をいいます。
●薬とは、次に掲げるものをいいます。
① 血圧降下剤 ②抗凝薬剤 ③鎮痛剤 ④腫瘍剤 ⑤抗糖尿病剤 ⑥精神安定剤 ⑦抗腫瘍剤(過失ドナール) ⑧麻薬・大麻
●心身共に異常を顕する症状や変調とは、次に掲げるものをいいます。
① 血欠 ② 頸部・胸部部・腹部の痛み ③しこり(乳房・頸部など) ④ 血便・血尿その他の不正出血 ⑤ 妄想や幻覚・幻聴 ⑥ 体重の増減(10kg以上)

(2)他病歴で重複してご加入にはなれません。

2 掛金の払い込み
掛金は毎月15日(土日祝日振替ができなかった場合は、その月の28日)にご指定の口座から自動振替となります。
※金融機関が休業日となる場合は営業日自動振替となります。
※15日およびその月の28日または掲替ができなかった場合は、翌月15日に(2か月分を合算して)振替させていただきます。
※掛金は一部を除き保険料控除の対象となります。

3 保障の開始
掛金払い込み日の翌日から保障されます。保障の開始は、当組合が加入申込書の内容を審査して承諾した場合に、初回掛金をいただいた日の翌月1日からとなります。ただし、初回掛金をいただいた日の翌日から保障開始日の前日までの間に共済金の支払事由の直接の原因が発生した場合は、共済金の支払の对象となります。なお、お申し込みの日の翌月15日が初回掛金の振替日となります。
※保障期間(共済期間)は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(初年度は保障開始日から最初に迎える3月31日まで)となっていますが、解約や失効等がない限り更新されます。ただし、後記⑧ 無効、解除、失効、取消、解約など(2)の①~⑥に該当すると認められる場合は、当組合がご加入の更新をいたします。

※【新三大疾病特約】および【新がん特約】における、がんを原因とする保障および【こども型】および【新三大疾病特約】については、初回掛金をいただいた日の翌日から(ご加入の日を含め)90日を経過した翌日以降、初めてがんと診断確定(日本の医師による。以下同じ)された場合がお支払いの対象となります。なお、初回掛金をいただいた日の翌日から(ご加入の日を含め)90日以内にがんと診断確定された場合は、次のとおりとなります。

- (1)新三大疾病特約および【新がん特約】のがんによる入院、通院、手術および先進医療共済金については各共済金の50%に相当する額に削減されます。
(2)がん診断共済金についてはお支払いの対象となります。
※【こども型】のがんは、初回掛金をいただいた日より前にすでに診断確定されたがんについてはお支払いの対象となりません。

4 保障の終期と保障内容の変更時期

- 1.生命共済の保障の終期は制度内容の変更がない限り、85歳にならば初めて迎える3月31日までとなります。ただし、「総合保障1型」【総合保障1型+入院保障2型】における「総合保障1型(含む)」の保障は65歳にならば初めて迎える3月31日までとなります(65歳まで同一保障)。
①18歳~60歳・65歳・70歳・80歳のそれぞれの年齢にならば初めて迎える4月1日以降は、保障内容が異なります。
②18歳にならば初めて迎える4月1日以降は、お申し出のない限り、以下のコースへ継続となります。
【こども型】→【総合保障1型】
【こども2型】→【総合保障1型】
③65歳にならば初めて迎える4月1日以降は、お申し出のない限り、以下のコースへ継続となります。
【総合保障4型】→【熟年2型】
【入院保障2型】→【熟年入院2型】
【総合保障1型+入院保障2型】→【熟年入院2型】
【総合保障2型+入院保障2型】→【熟年2型+熟年入院2型】
※上記の継続については、前記③ 保障の開始)のご加入の更新がされない場合を除きます。
2.医療特約・新三大疾病特約・新がん特約の保障の終期は制度内容の変更がない限り、80歳にならば初めて迎える3月31日までとなります。ただし、「総合保障1型」【総合保障1型+入院保障2型】の場合、保障の終期は65歳にならば初めて迎える3月31日までとなります。
③60歳・65歳・70歳それぞれの年齢にならば初めて迎える4月1日以降は、保障内容が変わります。

5 共済金の受取人
こども型
共済金の受取人はご契約者です。ただし、ご契約者がご不在な場合に支払われる共済金および損害賠償共済金の受取人は、お子様です。また、ご契約者とお子様が同時に亡くなった場合のお子様の死亡共済金の受取人は、死亡時点における次の①~③の順序で上位の方となります。
①お父様 ②お母様 ③お兄弟姉妹
その他の、お子様と生計を一にする方
④お父様 ⑤お母様 ⑥お兄弟姉妹
その他の、お子様の
⑦お父様 ⑧お母様 ⑨お兄弟姉妹
生命共済(こども型を除く)
共済金の受取人はご加入者本人です。ただし、死亡共済金の受取人は、ご加入者の死亡時点における次の①~⑩の順序で上位の方となります。

- ①ご加入者の婚姻届出のある配偶者
②ご加入者と同じ世帯に属するご加入者の
③子 ④孫 ⑤父母 ⑥父母 ⑦兄弟姉妹
ご加入者と同じ世帯に属さないご加入者の
⑧子 ⑨孫 ⑩父母 ⑪祖父 ⑫兄弟姉妹
⑬ご加入者の甥姪

この場合において、ご加入者と同居を異にしていても、それが修学、療養、勤務などの事情によると判断されるときは、同一世帯に属するものとし。また、各階層の同一世帯に属する方の中では、ご加入者より扶養されている方を上位とさせていただきます。
※生命共済(こども型を除く)の死亡共済金の受取人については、ご加入者が当組合の承認を受けた方のうち原則1人を指定または変更することができます。
(1)ご加入者が婚姻届出のある配偶者がいない場合で、ご加入者と内縁関係にある方
(2)ご加入者が婚姻届出のある配偶者がいる場合で、日常生活において同居もしくは世帯員と同様な生活状態にあつて、上記①に類似の関係と認められる方
(3)前記②から④までに該当する方
(4)前記①から④までに該当する方がいない場合で、⑤から⑩までに該当する方およびご加入者の2親等以上の姻族の方
(5)上記①から④までに該当する方がいない場合で、ご加入者の身近な世話をしている方など日常生活において密接な関係にある方
※遺言による受取人が指定・変更はできません。
※死亡共済金受取人が複数のごときは、その受取割合は均等となります。
※死亡共済金を除く共済を除くは、指定代理請求人を指定または変更することができます(ご加入者ご自身を除く)。くわしくは、当組合までお問い合わせください。

- 6 共済金のご請求手続きなど
まず県民共済へご一報ください。
1.共済金の支払事由が発生したときは、遅滞なく当組合までご連絡ください。ご請求に必要な書類を大切にしてお持ちください。
2.共済金の請求に必要な書類が当組合に到着した日の翌日から原則5日(土・日・祝日・12/29~1/3を除く)以内に共済金をお支払いの対象となります。なお、初回掛金をいただいた日の翌日から(ご加入の日を含め)90日以内にがん診断確定された場合は、次のとおりとなります。
(1)新三大疾病特約および【新がん特約】のがんによる入院、通院、手術および先進医療共済金については各共済金の50%に相当する額に削減されます。
(2)がん診断共済金についてはお支払いの対象となります。
※【こども型】のがんは、初回掛金をいただいた日より前にすでに診断確定されたがんについてはお支払いの対象となりません。

7 共済金等のお支払い
保障内容は保障表およびその説明事項をご参照ください。

- 1.医療特約
(1)入院一時金の共済金は、1回の入院につき1回のお支払いとなり、他病の入院、診療所等へへ搬入または転院する場合および入院一時金の共済金が支払われてから経過した場合は、転院した場合に限りお支払いの対象となりません。また、入院開始時または入院中に異なる事故もしくは異なる病気による場合は、重複することなく、入院開始の直接の原因となった事故または病気によりお支払いします。
(2)先進医療費の範囲および手術の支払基準は当組合の定めとなります。
(3)先進医療の対象とならば、後記⑧をご参照ください。
(4)在宅療養の共済金は、他の病院、診療所等へ搬入または転院する場合および在宅療養の共済金をお支払いする期間の日からその日を含めて180日以内に開始された再入院についてはお支払いの対象となります。
2.新三大疾病特約・新がん特約
(1)上記および下記の費用を全永久に失ったもの ②恒久的な心臓ペースメーカーを装着したものの ③心臓に人工弁を置換したものの ④腎臓の機能を全永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの ⑤呼吸器の機能を全永久に失い、酸素療法を受けたもの ⑥透析を全摘し、かつ、人工透析を連続したものの ⑦透析を中断し、かつ、人工透析を中断したものの

※【疾病障害】とは、次の身体障害者の状態をいいます。
①1)上記および下記の費用を全永久に失ったもの ②恒久的な心臓ペースメーカーを装着したものの ③心臓に人工弁を置換したものの ④腎臓の機能を全永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの ⑤呼吸器の機能を全永久に失い、酸素療法を受けたもの ⑥透析を全摘し、かつ、人工透析を連続したものの ⑦透析を中断し、かつ、人工透析を中断したものの

- 2.新三大疾病特約・新がん特約
保障の対象となる保障については、前記③ 保障の開始)のご加入の更新がされない場合を除きます。
(1)がんを原因とする保障については
①がん入院共済金は、病院、診療所等での、保障期間内に診断確定されたがんを直接の原因とした治療のためその保障期間内の入院が対象となります。
②がん通院共済金は、病院、診療所等での、保障期間内に診断確定されたがんを直接の原因とした治療のための、がんの診断確定日からその日をきめて1年内の保障期間内の通院(往診を含む。以下同じ)またはがん入院共済金をお支払われる入院の通院の日を含めて1年内の保障期間内の通院が対象となります。なお、あわせて60日を限度とします。ただし、診断確定の日から通院まで、当組合が、がんを直接の原因とした治療と認められた場合はがん通院共済金の支払いの対象となります。
(2)保障の対象となる保障については
①新三大疾病特約についてはがんに加えて、心筋梗塞(急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞)、脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)が保障の対象となります。ただし、心疾患のうち狭心症・慢性閉塞性心不全等や、脳血管疾患のうち脳動脈硬化・脳静脈血栓症・一過性脳虚血等は含まれません。
(3)手術の支払基準は当組合の定めによります。一部お支払いの対象とならない手術があります。
(4)【先進医療】については、後記⑧をご参照ください。
(5)減額またはお支払いできない場合は、主に以下のとおりとなります。
①ご加入者が無効、解除、失効、取消されたとき ②申込書や共済金請求書類に不実の記載があったとき ③初回掛金をいただいた日より前に発病した病気または発生した事故を原因とする、入院および通院の期間が重複するとき ④故意、重大な過失、犯罪行為、私闘、死亡、無免許運転や気流帯り運転等、薬物依存、精神障害または泥酔したとき ⑤頸部症候群(むちうち症)または腰痛・背痛その他発症状のないとき ⑥入院中治療に専念しなかったとき ⑦自殺または自殺行為によること。ただし、加入年月日(変更日)から1年経過後の自殺・重症障害は病気による場合と同額の共済金をお支払いします。

- ⑧事故のときで、ご加入者と同居を異にしていても、それが修学、療養、勤務などの事情によると判断されるときは、同一世帯に属するものとし。また、各階層の同一世帯に属する方の中では、ご加入者より扶養されている方を上位とさせていただきます。
⑨死亡共済金の受取人はご加入者本人です。ただし、死亡共済金の受取人は、ご加入者の死亡時点における次の①~⑩の順序で上位の方となります。
①ご加入者の婚姻届出のある配偶者
②ご加入者と同じ世帯に属するご加入者の
③子 ④孫 ⑤父母 ⑥父母 ⑦兄弟姉妹
ご加入者と同じ世帯に属さないご加入者の
⑧子 ⑨孫 ⑩父母 ⑪祖父 ⑫兄弟姉妹
⑬ご加入者の甥姪

8 無効、解除、失効、取消、解約など
1.次の場合は、ご加入が無効となります。
(1)お申し込みがご加入者(ご契約者)、お子様の親権者(後見人)の意思によるものでなかったとき ②お申し込みの日において、ご加入者がすでに亡くなったとき ③重複してご加入されたとき
2.次の場合は、ご加入が解除されます。
(1)故意または重大な過失により、申込書の告知事項に事実を告げなかったとき、または事実を告げなかったにもかかわらず、必要に応じて告知したにもかかわらず、当組合が事実を認め、または、ご加入者が事実を認めた場合、ご加入者による故意または重大な過失により、ご加入が無効となる場合があります。
(2)ご加入者がご加入者(ご契約者)の意思によるものでなかったとき、お申し込みの日において、ご加入者がすでに亡くなったとき ③重複してご加入されたとき
(3)ご加入者がご加入者(ご契約者)の意思によるものでなかったとき、お申し込みの日において、ご加入者がすでに亡くなったとき ④重複してご加入されたとき
(4)在宅療養の共済金は、他の病院、診療所等へ搬入または転院する場合および在宅療養の共済金をお支払いする期間の日からその日を含めて180日以内に開始された再入院についてはお支払いの対象となります。

- 3.ご加入者がご加入者(ご契約者)の意思によるものでなかったとき、お申し込みの日において、ご加入者がすでに亡くなったとき ④重複してご加入されたとき
(4)在宅療養の共済金は、他の病院、診療所等へ搬入または転院する場合および在宅療養の共済金をお支払いする期間の日からその日を含めて180日以内に開始された再入院についてはお支払いの対象となります。

9 死亡共済金等のお支払い
死亡共済金の受取人はご加入者本人です。ただし、死亡共済金の受取人は、ご加入者の死亡時点における次の①~⑩の順序で上位の方となります。

- ①ご加入者の婚姻届出のある配偶者
②ご加入者と同じ世帯に属するご加入者の
③子 ④孫 ⑤父母 ⑥父母 ⑦兄弟姉妹
ご加入者と同じ世帯に属さないご加入者の
⑧子 ⑨孫 ⑩父母 ⑪祖父 ⑫兄弟姉妹
⑬ご加入者の甥姪

- 10.お申し込みの日において、加入申込書の健康告知内容に該当する方(花粉症が該当する場合は、ご加入の当日(健康状態については告知のみで、医師等に よる検査は不要です)。ただし、内容によって一部条件付きでご加入いただける場合が ありますので、くわしくは県民共済までお問い合わせください。

この【制度のご案内】は「共済制度の概要」に記載していますが、 をかけた1・3・7・8の項目は「特にご注意ください」に記載しています。お申し込みの際は必ずご確認ください。くわしくは各共済事業約款およびご加入後にお届けする「ご加入しおり」をご確認ください。なお、ホームページに掲載しています。

お申し込みの方法
郵送...右の加入申込書・口座振替依頼書をご利用ください。お申し込み時に現金は不要です。
普及員経由...地球を巡りしては県民共済の普及員にご加入申込書をお渡しください。ただし、普及員はご加入の審査・承諾はできません。なお、一部普及員による地域もああります。
※【こども型】は、ご加入の際は、ご希望のコースをお申し込みください。
※【こども型】には特約コースを付加することはできません。
※【こども型】には特約コースを付加することはできません。

- お申し込みの日において満17歳であっても、3月31までの間に満18歳となる方は、「総合保障型」【入院保障型】または【総合保障型+入院保障型】にお申し込みください。
●お申し込みの日において満59歳であっても、3月31までの間に満60歳となる方は、60歳~65歳の保障内容となります。
●お申し込みの日において満64歳であっても、3月31までの間に満65歳となる方は、別途、加入申込書を県民共済までご請求ください。

個人情報取扱いに関する重要事項*
お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の事項をご確認のうえ、お申し込みください。
全日本生活協同組合連合会および全日本生活協同組合連合会が実施する共済事業を取り扱う会員生活協同組合(以下、「当グループ」といいます)では、次の目的に必要な個人情報を取得し、利用いたします。① 共済、貸付、利用、教育・文化、福祉等の当グループの事業についての健全な運営および人材その他の調査 ②当グループの事業に関する商品・サービスの紹介 ③ 全日本生活協同組合連合会の子会社および会員生活協同組合の子会社ならびに提携企業の商品・サービスの案内
※詳細はホームページに掲載しています。
https://www.kagawekimikyouso.or.jp/
●死亡共済にかかると税金の種類は、実質の掛金負担者、ご加入者、受取人の関係により異なります(くわしくは最寄りの税務署へご照会ください)。

お申し込みの方法
郵送...右の加入申込書・口座振替依頼書をご利用ください。お申し込み時に現金は不要です。
普及員経由...地球を巡りしては県民共済の普及員にご加入申込書をお渡しください。ただし、普及員はご加入の審査・承諾はできません。なお、一部普及員による地域もああります。
※【こども型】は、ご加入の際は、ご希望のコースをお申し込みください。
※【こども型】には特約コースを付加することはできません。
※【こども型】には特約コースを付加することはできません。

郵送専用加入申込書
この申込書は郵送受付専用です。同封の返信用封筒でご返送ください。金融機関にお持ちいただいても受け付けできません。

お申し込みは0歳~満64歳の健康な方(総合保障1型・総合保障1型+入院保障2型) すでにご加入の方で、コース変更を希望される場合は県民共済にご連絡ください。お申し込みは満18歳~満59歳の健康な方)

特約コースを付加する場合は、印を付けてください。【新三大疾病特約】と【新がん特約】は重複してお申し込みいただけません。いづれか1コースに印を付けてください。

加入される方は組合員となるための出資金1人200円が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります)

加入される方は組合員となるための出資金1人200円が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります)

加入される方は組合員となるための出資金1人200円が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります)

加入される方は組合員となるための出資金1人200円が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります)

加入される方は組合員となるために出資金1人200円が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります)

加入される方は組合員となるために出資金1人200円が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります)

加入される方は組合員となるために出資金1人200円が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります)

加入される方は組合員となるために出資金1人200円が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります)

加入される方は組合員となるために出資金1人200円が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります)

加入される方は組合員となるために出資金1人200円が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります) 18歳未満は保護者のご加入が必要。 (ご出資金は初回掛金と同時に口座振替となります)